

学校法人京都女子学園 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

I 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

II 内 容

目標1 時間単位有給休暇制度の導入

<対策>

- ・令和6年4月～ 育児をしながら勤務する教職員が、子供の学校行事への参加や通院への付き添いを柔軟に行えるよう、1時間単位で取得できる時間単位有給休暇制度を令和6年4月1日より導入し、適切に運用が行われるように管理職対象の説明会を開催するとともに、教職員への広報に努める。

目標2 令和9年3月31日までに、職員の所定外労働時間を、1人当たり平均年間120時間以下とするよう目標を設定して、現状より所定外労働時間を削減できるように継続的に取り組む。

<対策>

- ・令和6年4月～ 令和5年に策定した「長時間労働改善プラン」を軸に衛生委員会における、①勤務時間の把握と長時間労働アラートの発出、②長時間労働の削減率設定、③業務シェアできる環境づくりを柱としたPDCAサイクルを推進

目標3 育児休業制度、子の看護休暇制度及び時間外労働制限制度について、周知および啓発を行う。

<対策>

- ・令和6年4月～ 育児休業にかかる規定、子の看護休暇規程及び時間外労働制限制度の周知に努めてきたが、引き続き管理職からの周知に加え、人事課からも該当者に直接制度の案内を行う。
また、育児休業取得者の休業期間中の業務を担当する補助要員の配置を原則とし、取得しやすい風土づくりに努める。

以 上